

事 務 連 絡
令和3年12月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課

令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の活用促進について（依頼）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「本調査」という。）の実施とともに、日頃から児童生徒の体力向上に向けた様々な取組の推進につきまして、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本日、令和3年度調査の結果を公表するとともに、調査実施校への結果送付は、来年1月から順次行うことを予定していますが、本調査の結果からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、令和元年度末から児童生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に、児童生徒の体力レベルの低下傾向が進む状況が明らかとなっています。

つきましては、こうした状況を改善するためにも、学校設置者等におかれては、本調査結果等を活用して、各学校の体力の状況・課題を把握するとともに、学校における体育・健康に関する指導の年間計画にも反映していただくなど、児童生徒の体力向上に向けてより積極的な取組を講じていただくようお願いいたします。

児童生徒の体力を向上させるためには、短期集中の取組ではなく、継続的に実施し、日常的な運動習慣を形成することが重要であると考えています。

スポーツ庁としては、別紙に示す通り、本日閣議決定された令和4年度政府予算案に計上した事業も含めて、本調査結果を踏まえた児童生徒の体力向上方策に取り組んでいくこととしていますので、学校設置者等においては、取組の参考にしていただくようお願いいたします。

その際、新たな変異株の出現など新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、まずは十分な感染対策を行うことが第一であります。そうした感染状況を踏まえつつ、体育・保健体育の授業において、できることから着実に実施していくことが重要です。

また、特別活動の体育的行事や授業間の休憩時間を活用した外遊びなどを通じて、各学校において体力向上に向けた取組を進めていただくとともに、家庭や地域等と連携しながら、児童生徒の生活スタイルを踏まえた運動機会の確保等を検討し、取組を促していただくようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査に係る所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては本調査に係る所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査に係る域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に係る域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれては本調査に係る附属学校に対して、本調査結果を御周知いただくとともに、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁

政策課学校体育室 体育振興係

電話：03-5253-4111（内線 2649）

令和3年度全国体力調査を踏まえた児童生徒の体力向上に向けたスポーツ庁等の取組

【対応1】 学校現場等への積極的な情報発信、働きかけの実施

■「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」報告書による好事例の発信（令和3年12月～）

今年度報告書において、コロナ禍でも取組の継続・充実を図り、運動好きの子供たちを増やし、体力向上に成果を挙げている学校を取り上げており、これらの好事例を全国の学校へ発信し、体力向上の取組を促進する。

■学校体育担当指導主事研究協議会等での研修（令和4年1月～）

各都道府県及び指定都市教育委員会の学校体育担当指導主事に対して、子供の体力低下の現状やコロナ禍を踏まえた体育・保健体育授業の改善の方向等についての研究協議等を行い、各地域の学校の体育活動の改善・充実を図る。

■小学校体育指導の手引き（仮称）の作成・普及（令和3年度中）

運動が苦手な児童への指導方法等について盛り込んだ小学校体育指導の手引きを今年度中に作成し、スポーツ庁HP上で公開する。また、来年度以降に、研修会等の場を通じて、各学校現場での実践を促す。

【対応2】 児童生徒の体力向上に向けた様々な予算事業の展開

※ 予算事業の詳細は別紙参照

■幼児期からの運動習慣形成プロジェクト（令和4年度予算案）

幼児期及び小学校児童を対象とし、発達段階に応じて、自治体の幼児の幼児に関わる関連部署や域内の関係団体、小学校が連携し、子供の望ましい運動習慣形成に取り組む。

(1) 幼児期からの運動遊び普及事業の実施 (2) 保護者等の運動遊びに関する行動変容調査の実施等

■体育が苦手な児童生徒のための授業づくり研究大会の開催等（令和4年度予算案）

体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、体育が苦手な児童生徒のための授業づくりなどの研修により、教師の資質及び指導力の向上を図る。

■GIGAスクール環境下における体育活動及びインクルーシブ体育の充実（令和4年度予算案）

一人一台端末を活用した授業モデルの研究、通常学級の体育授業において障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うことで、全ての子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育授業の改善を図る。

■小学校高学年における教科担任制の推進（令和4年度予算案）

体育も含め小学校高学年における教科担任制を4年程度かけて推進することし、令和4年度は950人の定数改善（R4予算案）を図る。（改善見込み総数は3,800人程度）※優先的に専科指導の対象とすべき教科:外国語、理科、算数、体育



コロナの感染状況を踏まえつつ、コロナによって失われた子供の運動機会を取り戻すため、運動の意義を発信するとともに、運動機会の確保や運動習慣の定着化に向けた支援・促進

子供の体力向上に向けた取組の推進

令和4年度予算額(案)
(前年度予算額)

3.4億円
2.6億円



スポーツ庁

子供の時期に習慣的に運動をすることは、基礎的な体力を培うだけでなく、成人以降の運動習慣や高齢期以降の健康の保持にも影響を及ぼすものであり、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現していく上で重要である。このため、国において、家庭・学校・地域と連携した運動遊び等の実践により、子供の運動習慣化を促進するとともに、体力調査や研修会等の実施を通して、学校における体育授業や休み時間等の取組の充実を図ることにより、子供の体力向上を目指す。

○幼児期からの運動習慣形成プロジェクト

幼児期及び小学校児童を対象とし、発達段階に応じて、自治体の幼児に関わる関連部署や域内の関係団体、小学校が連携し、子供の望ましい運動習慣形成に取り組む。

① 幼児期からの運動遊び普及事業の実施【都道府県へ委託】

- ・保護者・保育者等を対象とした子供の運動遊びの重要性に関する普及・啓発及び運動遊びを経験できる環境の充実について継続的に実施できるよう検証・検討を行う。

② 保護者等の運動遊びに関する行動変容調査の実施等【民間団体へ委託】

- ・子供の体力・運動能力と、学校外における生活習慣の関係について実態を把握するため、保護者等に対する調査を実施
- ・調査に関する運営（企画、実施支援）及び調査の分析等の検証

○全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小学校5年生・中学校2年生の全児童生徒を対象に実技調査と運動習慣等のアンケート調査を実施し、国・教育委員会・学校のそれぞれにおいて、児童生徒の体力・運動能力、運動習慣の状況等について詳細に把握・分析し、施策の検証、改善を図るための継続的なP D C Aサイクル確立する。

○体育が苦手な児童生徒のための授業づくり研究大会の開催等

体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方を社会で実践できるよう、体育が苦手な児童生徒のための授業づくりを通して、運動やスポーツに親しむ資質・能力及び運動が健康に果たす役割、健康な生活を実現するための資質・能力の育成を図るなど、調和の取れた子供の体力向上を図るための指導法を習得し、教師の資質向上及び指導力の向上を図る。

○GIGAスクール環境下における体育活動及びインクルーシブ体育の充実 18,000千円（新規）

令和の日本型学校体育の構築に向けて、一人一台端末を活用した授業モデルの研究、通常学級の体育授業において障害のある児童生徒が共に学べる学習プログラムの開発を行うことで、全ての子供たちに個別最適な学びと協働的な学びを実現する体育授業の改善を図る。

65,807千円（新規）



調査の連携 情報提供の支援

② 保護者等の運動遊びに関する行動変容調査



大学の
研究機関

- ・保護者等へ子供の運動習慣調査の実施
- ・調査に関する運営（企画、実施支援）、分析等の検証
- ※事業に参加以外の保護者等を対象の全国調査も実施

- ・保護者等の継続的な情報提供（企画、実施支援）

231,075千円（236,075千円）

24,110千円（25,110千円）

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～



令和4年度予算額（案） 1兆5,015億円
 (前年度予算額) 1兆5,164億円)文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にあふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化に対する教育課題へ対応するため、教職員定数4,690人の改善。

- ・教職員定数の改善 +98億円 (+4,690人) ・教職員定数の自然減等 ▲147億円 (▲6,912人)
 - ・教職員配置の見直し ▲6億円 (▲280人) ・国庫負担金の算定方法の適正化 ▲18億円
- ※このほか、人事院勧告や教職員の若返り等による給与減や積算見直しがある。

小学校高学年における教科担任制の推進等 +1,030人

○小学校高学年における教科担任制の推進 +950人

※小学校におけるITの実施等のために措置している加配定数の一部振替を含む。

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。



(優先的に専科指導の対象とすべき教科)
 外国語、理科、算数、体育

教師の確保の観点を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和4年度は、950人の定数改善を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

※「小中一貫・連携教育への支援」も活用。

○学校における働き方改革や

- 複雑化・困難化する教育課題への対応 +180人 (一部再掲)
- ✓中学校における生徒指導、小中一貫・連携教育への支援 +150人
- ✓学校運営体制、チーム学校の実現に向けた指導体制の整備等 +30人 (養護教諭・栄養教諭等)

小学校における35人学級の推進 +3,290人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級の効果検証に必要な実証研究 (別途計上)

少人数学級が学力に加え、いわゆる非認知能力や教師の勤務環境に与える影響等を実証的に検証する。

＜経済財政運営と改革の基本方針2021 (抜粋)＞

小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する… (略)。

教育課題への対応のための基礎定数化関連 +370人

H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 586人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 101人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲52人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲265人